

「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について

令和3年1月14日

令和4年4月1日改訂

令和5年4月26日改訂

スタートアップ・技術移転推進部

## 1. 背景

この度、内閣府において「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ<sup>1</sup>）が決定された。これに基づき、JSTでは、「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和2年9月17日に公開、令和2年11月13日に改訂された。この「JST実施方針」に基づいて研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）での実施方針を以下の通り定める。

### ※参考資料

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について

（令和2年10月9日付）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi\\_jinkenhi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf)

JST実施方針

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

## 2. 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）における実施方針

「JST実施方針」を踏まえて「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」については、以下の通りとする。

### （1）対象事業

- ・ プロジェクト推進型 起業実証支援
- ・ プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援
- ・ プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援
- ・ 大学・エコシステム推進型 大学推進型
- ・ 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援

### （2）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、上記（1）の対象事業の研究代表者。ただし、大学・エコシステム推進型 大学推進型、大学エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援においては、主幹機関、共同機関

---

<sup>1</sup> JST実施方針は当初、令和2年5月22日文科科学省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせに基づいて策定された。関係府省連絡会申し合わせの決定に合わせて文科科学省申し合わせが廃止されたことから、今後は関係府省連絡会申し合わせに基づいて実施される。

において採択された研究開発課題の研究代表者。（以下、「PI」という）

### （３） 支出額

「JST実施方針」の定めるとおり、PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究開発課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

ただし、「JST実施方針」に定めるとおり、上記範囲内であっても、プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援、プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援、大学・エコシステム推進型 大学推進型、大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援においては、1プロジェクト当たりの直接経費が平均年額1,500万円を超えないことから、各プロジェクトにおける各年度の直接経費の10%を支出上限とする。

### （４） 支出条件

「JST実施方針」に定める条件どおり、以下のすべての条件を満たす場合のみ、直接経費からPI人件費を支出することを可能とする。

- ① 直接経費にPIの人件費（の一部）を計上することについて、PI本人が希望していること。
- ② PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③ PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付期・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

### （５） 研究機関において実施すべき事項等

「JST実施方針」に定める内容どおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・ 本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口に届け出るとともに、財源の活用後には、活用実績を報告すること。
- ・ 研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・ バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合には、特に適切なエフォート管理に留意すること。

### （６） 実施計画への反映等

PI人件費の計上は、研究計画書の記載要領に従い行うものとする。なお、研究計画が変更になる場合、支出上限を超えない範囲においては費目間流用ルールに基づき対処することができるものとする。なお、当初計画になく期中に計画を見直してPI人件費の計

上を行う場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前に当該事業へ確認をすること。

(7) 実施開始時期

令和3年4月から導入

以上